

森林整備業務入札参加資格に係る中間審査の申請について

令和5年(2023年)11月13日

長野県林務部長

令和4・5・6年度森林整備業務の入札参加資格について、資格総合点数の変更を希望する資格者に対し、下記のとおり中間審査(上位ランクへの変更)を行います。
(中間審査を希望しない場合は、申請の必要はありません。)

記

1 中間審査の概要

完成工事高や技術職員数の増加等による資格総合点数の変更を希望する入札参加資格者に対し、中間審査(上位ランクへの変更)を行います。

新たな資格総合点数の有効期限は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までです。

2 受付期間等

(1) 受付期間 令和6年1月10日から令和6年2月9日まで

(2) 提出先 管轄する地域振興局林務課

(3) 提出部数 各2部(うち1部についてはコピー可)

3 申請に必要な書類

(1) 森林整備業務入札参加資格申請書

(2) 森林整備業務に係る経営規模等評価申請書

(3) 長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成13年3月22日長野県告示第139号)第5の1号から8号に示す添付書類

(4) 提出書類確認票

4 申請書の様式等

本申請に必要な書類の様式、森林整備業務入札参加資格審査実施要綱等は、長野県公式ホームページ(以下のURL)からダウンロードできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/kokyokoji/denshi/nyusatsu/hitsudoku/ichiran/sankashikaku.html>

5 申請書記載上の留意事項

(1) 森林整備業務入札参加資格申請書

- ・「3 従業員数等の内訳」「4 社会保険等への加入状況」は申請日現在とし、その他の項目は中間審査基準日（令和5年12月1日）現在としてください。
- ・様式の注に「申請日が属する」「申請日直前」とあるものは、「申請日」を「令和5年12月1日」と読み替えてください。

(2) 森林整備業務に係る経営規模等評価申請書

- ・記入時点は「●技術者数」のみ申請日現在とし、その他の項目は中間審査基準日（令和5年12月1日）現在としてください。
- ・様式中の注で求めている証明書類を添付してください。

(3) 上記(1)(2)申請書の完成工事高、技術職員数等を一致させてください。

(4) 森林整備業務技術者名簿（様式第2号）の業務管理者・専門技術者が既登録者の場合は、添付書類・証明書類の提出は不要ですが、新規に登録する場合は、それぞれ様式の注に示す証明書類を提出してください。

ただし、常時雇用を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）は、技術者名簿に記載された全員分を添付してください。

(5) 各申請書1枚目の右上に「R5 中間審査用」と明記してください。

6 中間審査により資格総合点数が見直される可能性がある場合（例）

(1) 客観的事項

- ① 中間審査基準日の属する営業年度の直前の2年分の長野県と長野県林業公社（受注希望型競争入札による発注に限る（元請けのみ））及び国（国有林の元請けのみ）が発注した森林整備業務（元請+県発注に係る下請×0.5）完成工事高平均が前回審査よりも多い場合
- ② 技術者数が前回審査よりも増えた場合

(2) 新客観的事項

- ① 新たに林業労働力確保促進法による認定事業体になった場合
- ② 新たに高性能林業機械、林業機械を所有又は2年以上のリース契約をした場合
- ③ 新たに退職金制度に加入した場合
- ④ 新たに技術職員を雇用した場合
- ⑤ 新たに林業・木材製造業労働災害防止協会へ加入した場合
- ⑥ 新たに振動病に係る特殊健康診断を受診させた場合

※：新客観的事項は、客観的事項の20%を上限に加点するため、既に上限に達している場合には、資格総合点数が変わらないことがあります。

※：中間審査基準日の直前2営業年度に労働災害、入札参加停止処分等があった場合は、資格総合点数が下がることがあります。

7 その他

(1) 資格総合点数の変更に申請内容の虚偽が確認された場合は、1ヶ月以上6ヶ月以内の入札参加停止処分又は入札参加資格の取消処分を行います。

(2) 御不明の点は以下へお問い合わせください。

林務部森林政策課（指導担当） 担当：戸上

電話 026-235-7265（直通）

ファクシミリ 026-234-0330

電子メール rinmu-shido@pref.nagano.lg.jp